

議案第 22 号

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 5 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27
年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者（当該学科又は当該課程を修め
て同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。